

柴田町給水条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年12月16日

柴田町長 滝口 茂

柴田町条例第29号

柴田町給水条例の一部を改正する条例
柴田町給水条例（平成10年柴田町条例第3号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前																																								
<p>(工事の施行)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 給水装置の新設、改造又は修繕をする者及びその工事を施行する者は、給水装置の構造及び材質を水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「政令」という。）第6条に定める基準に適合させなければならない。</p> <p>(料金)</p> <p>第23条 料金は、次の表の基本料金と水量料金の合計額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。</p> <p>(1) 水道使用料</p> <p>ア 基本料金（1箇月につき）</p> <table border="1"><thead><tr><th>メーター口径</th><th>料金</th></tr></thead><tbody><tr><td>13ミリメートル</td><td><u>759円</u></td></tr><tr><td>20ミリメートル</td><td><u>2,530円</u></td></tr><tr><td>25ミリメートル</td><td><u>5,830円</u></td></tr><tr><td>30ミリメートル</td><td><u>9,570円</u></td></tr><tr><td>40ミリメートル</td><td><u>20,900円</u></td></tr><tr><td>50ミリメートル</td><td><u>37,620円</u></td></tr><tr><td>75ミリメートル</td><td><u>110,550円</u></td></tr><tr><td>100ミリメートル</td><td><u>235,950円</u></td></tr><tr><td>125ミリメートル</td><td><u>425,370円</u></td></tr></tbody></table>	メーター口径	料金	13ミリメートル	<u>759円</u>	20ミリメートル	<u>2,530円</u>	25ミリメートル	<u>5,830円</u>	30ミリメートル	<u>9,570円</u>	40ミリメートル	<u>20,900円</u>	50ミリメートル	<u>37,620円</u>	75ミリメートル	<u>110,550円</u>	100ミリメートル	<u>235,950円</u>	125ミリメートル	<u>425,370円</u>	<p>(工事の施行)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 給水装置の新設、改造又は修繕をする者及びその工事を施行する者は、給水装置の構造及び材質を水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「政令」という。）第5条に定める基準に適合させなければならない。</p> <p>(料金)</p> <p>第23条 料金は、次の表の基本料金と水量料金の合計額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。</p> <p>(1) 水道使用料</p> <p>ア 基本料金（1箇月につき）</p> <table border="1"><thead><tr><th>メーター口径</th><th>料金</th></tr></thead><tbody><tr><td>13ミリメートル</td><td><u>1,089円</u></td></tr><tr><td>20ミリメートル</td><td><u>2,860円</u></td></tr><tr><td>25ミリメートル</td><td><u>6,160円</u></td></tr><tr><td>30ミリメートル</td><td><u>9,900円</u></td></tr><tr><td>40ミリメートル</td><td><u>21,230円</u></td></tr><tr><td>50ミリメートル</td><td><u>37,950円</u></td></tr><tr><td>75ミリメートル</td><td><u>110,880円</u></td></tr><tr><td>100ミリメートル</td><td><u>236,280円</u></td></tr><tr><td>125ミリメートル</td><td><u>425,700円</u></td></tr></tbody></table>	メーター口径	料金	13ミリメートル	<u>1,089円</u>	20ミリメートル	<u>2,860円</u>	25ミリメートル	<u>6,160円</u>	30ミリメートル	<u>9,900円</u>	40ミリメートル	<u>21,230円</u>	50ミリメートル	<u>37,950円</u>	75ミリメートル	<u>110,880円</u>	100ミリメートル	<u>236,280円</u>	125ミリメートル	<u>425,700円</u>
メーター口径	料金																																								
13ミリメートル	<u>759円</u>																																								
20ミリメートル	<u>2,530円</u>																																								
25ミリメートル	<u>5,830円</u>																																								
30ミリメートル	<u>9,570円</u>																																								
40ミリメートル	<u>20,900円</u>																																								
50ミリメートル	<u>37,620円</u>																																								
75ミリメートル	<u>110,550円</u>																																								
100ミリメートル	<u>235,950円</u>																																								
125ミリメートル	<u>425,370円</u>																																								
メーター口径	料金																																								
13ミリメートル	<u>1,089円</u>																																								
20ミリメートル	<u>2,860円</u>																																								
25ミリメートル	<u>6,160円</u>																																								
30ミリメートル	<u>9,900円</u>																																								
40ミリメートル	<u>21,230円</u>																																								
50ミリメートル	<u>37,950円</u>																																								
75ミリメートル	<u>110,880円</u>																																								
100ミリメートル	<u>236,280円</u>																																								
125ミリメートル	<u>425,700円</u>																																								

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">150ミリメートル</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">686,070円</td> </tr> </table> <p>イ (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第33条 町長は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、政令第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。</p> <p>2 (略)</p>	150ミリメートル	686,070円	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">150ミリメートル</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">686,400円</td> </tr> </table> <p>イ (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第33条 町長は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、政令第4条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。</p> <p>2 (略)</p>	150ミリメートル	686,400円
150ミリメートル	686,070円				
150ミリメートル	686,400円				

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第7条及び第33条の改正規定は、公布の日から施行する。